

新型コロナ関連情報(2020/5/31情報)

1 日本発着運航状況

- 1-1 [全日空](#)
- 1-2 [日本航空](#)
- 1-3 [外航航空会社（欧米）](#)
- 1-4 [外航航空会社（アジア・豪州）](#)（更新しました）

2 査証関連情報

- 2-1 [在日各国大使館査証受付状況](#)（更新しました）
- 2-2 [8都府県パスポートセンター窓口状況](#)（更新しました）

3 特定国情報（弊社にて取扱が多い国の情報を纏めました）

- 3-1 [アメリカ合衆国](#)
- 3-2 [インド](#)（更新しました）
- 3-3 [インドネシア](#)
- 3-4 [中華人民共和国](#)
- 3-5 [ベトナム](#)（更新しました）
- 3-6 [ロシア](#)

※情報は日本外務省、各政府機関のウェブサイト、航空会社からの情報や報道をもとに作成しており、
各国の対応は流動的なため予告なく変更になる場合があります。

※全ての情報を網羅しているものではありません。
最新情報、情報の詳細は必ず各自でご確認ください。

※航空機搭乗時に搭乗拒否または渡航先国の出入国管理局の審査により入国を拒否された場合も、
当社は一切その責任を負いません。

※渡航者に対する各国政府の規制は事前予告なく変更・実施されており、
各地の空港係官、航空会社への通告も公表されている規制と異なっている事があります。

全日空 運休・減便状況

(通常運行便は記載しておりません)

方面	国名	区間	期間	状況
北米	米国	羽田⇄ロサンゼルス (NH126/NH125)	～6月30日	開設延期
		羽田⇄ロサンゼルス (NH106/NH105)	日本発 ～6月30日 海外発 ～7月1日	運休
		羽田⇄サンノゼ (NH120/NH119)	～6月30日	開設延期
		羽田⇄シアトル (NH118/NH117)	～6月30日	運休
		羽田⇄ワシントンD.C. (NH102/NH101)	～6月30日	運休
		羽田⇄ニューヨーク (NH110/NH109)	～6月30日	運休
		成田⇄ニューヨーク (NH10/NH9)	日本発 ～6月30日 海外発 ～7月1日	日本発：月・火・木・金・土・日曜日 海外発：月・火・水・金・土・日曜日
		成田⇄シカゴ (NH12/NH11)	～6月30日	運休
		羽田⇄シカゴ (NH112/NH111)	～6月30日	運休
		成田⇄サンフランシスコ (NH8/NH7)	日本発 ～6月15日 海外発 ～6月16日	日本発：火・水・金・日曜日 海外発：火・水・金・日曜日
			6月16日～6月30日	火・水・金・日曜日
		羽田⇄サンフランシスコ (NH108/NH107)	日本発 ～6月30日 海外発 ～7月1日	運休
		羽田⇄ヒューストン (NH114/NH113)	～6月30日	運休
		成田⇄ホノルル (NH184/NH183)	～6月30日	運休
		羽田⇄ホノルル (NH182/NH181)	～6月30日	運休
		羽田⇄ホノルル (NH186/NH185)	～6月30日	運休
	カナダ	羽田⇄バンクーバー (NH116/NH115)	～6月30日	週3便 (減便)
	メキシコ	成田⇄メキシコシティ (NH180/NH179)	～6月30日	週4便 (減便)
欧州	イギリス	東京 (羽田) =ロンドン NH211/NH212	日本発 ～6月30日 海外発 ～7月1日	2便/週 (木・日) 2便/週 (月・金)
	フランス	東京 (羽田) =パリ NH215/NH216	～6月30日	運休
		東京 (羽田) =フランクフルト NH203/NH204	日本発：5月15日～6月30日 海外発：5月17日～6月30日	日本発：月・水曜日 海外発：月・水曜日
		東京 (羽田) =フランクフルト NH223/NH224	～6月30日	運休
		東京 (羽田) =ミュンヘン NH217/NH218	～6月30日	運休
		東京 (成田) =デュッセルドルフ NH209/NH210	～6月30日	運休
		東京 (成田) =ブリュッセル NH231/NH232	～6月30日	運休
	オーストリア	東京 (羽田) =ウィーン NH205/NH206	～6月30日	運休
	イタリア	東京 (羽田) =ミラノ NH207/NH208	～6月30日	開設延期
	ロシア	東京 (成田) =ウラジオストク NH883/NH884	～6月30日	運休
東アジア	中国	成田⇄瀋陽	日本発 ～6月30日 海外発 ～7月1日	運休
		東京 (羽田) =北京 NH963/NH964	日本発 ～6月30日 海外発 ～7月1日	運休
		東京 (羽田) =北京 NH961/NH962	～6月30日	運休
		東京 (成田) =北京 NH955/NH956	日本発 ～6月30日 海外発 ～7月1日	運休
		大阪 (関西) =北京	～6月30日	運休
		東京 (成田) =大連	～6月30日	運休
		大阪 (関西) =大連	～6月30日	運休
		東京 (成田) =青島	～6月30日	運休
		東京 (羽田) =青島	～6月30日	運休
		大阪 (関西) =青島	～6月30日	運休
		東京 (成田) =武漢	日本発 ～6月30日 海外発 ～7月1日	運休
		東京 (成田) =成都 NH947/NH948	日本発 ～6月30日 海外発 ～7月1日	運休
		東京 (成田) =上海 (浦東) NH959/NH960	～6月30日	運休
		東京 (成田) =上海 (浦東) NH921/NH922	日本発 ～6月30日 海外発 ～7月1日	運休
		東京 (成田) =上海 (浦東) NH919/NH920	～6月30日	月・火・水・木・金・土曜日運休
		東京 (羽田) =上海 (浦東) NH967/NH968	日本発 ～6月30日 海外発 ～7月1日	運休
		東京 (羽田) =上海 (浦東) NH971/NH972	日本発 ～6月30日 海外発 ～7月1日	運休
		大阪 (関西) =上海 (浦東) NH973/NH974	～6月30日	運休
		大阪 (関西) =上海 (浦東) NH975/NH976	～6月30日	運休
		東京 (羽田) =上海 (虹橋) NH969/NH970	～6月30日	運休
		東京 (成田) =杭州	～6月30日	運休
		大阪 (関西) =杭州	～6月30日	運休
		東京 (成田) =廈門	～6月30日	運休
		東京 (成田) =広州	日本発 ～6月30日 海外発 ～7月1日	運休
		東京 (羽田) =広州	～6月30日	運休
		東京 (羽田) =深圳	～6月30日	運休
	香港	東京 (羽田) =香港 NH859/NH860	～6月30日	運休
		東京 (成田) =香港 NH811/NH812	日本発 ～6月30日 海外発 ～7月1日	金曜日のみ運行 NRT=HKG (NH1929/1930)

	台湾	大阪（関西）＝香港	～6月30日	運休
		東京（成田）＝台北（桃園）	日本発 ～6月30日 海外発 ～7月1日	運休
		東京（羽田）＝台北（松山） NH851/NH852	～6月30日	運休
		東京（羽田）＝台北（松山） NH853/NH854	～6月30日	運休
	韓国	東京（羽田）＝ソウル（金浦） NH861 /NH864	～6月30日	運休
		東京（羽田）＝ソウル（金浦） NH865/NH868	～6月30日	運休
		東京（羽田）＝ソウル（金浦） NH867/NH862	日本発 ～6月30日 海外発 ～7月1日	運休
東南アジア	タイ	成田＝バンコク NH805/NH806	日本発 ～6月30日 海外発 ～7月1日	運休
		羽田＝バンコク NH849/NH848	～6月30日	運休
		羽田＝バンコク NH877/NH878	～6月30日	運休
		羽田＝バンコク NH847	～6月30日	運休
	ベトナム	成田＝ハノイ NH897	～6月30日	運休
		ハノイ＝成田 NH898	～6月30日	月・火・木・金・日曜日
		成田＝ハノイ NH897/NH898	6月1日～6月30日	月・火・木・金・日曜日
		ホーチミン＝成田 NH834	～7月1日	月・水・金・日曜日
		羽田＝ホーチミン NH891/NH892	～6月30日	運休
	カンボジア	成田＝プノンペン NH817/NH818	～6月30日	運休
	ミャンマー	成田＝ヤンゴン NH813/NH814	～6月30日	運休
	マレーシア	成田＝クアラルンプール NH815/NH816	日本発 ～6月30日 海外発 ～7月1日	日本発：月・水・金・日曜日 海外発：月・火・木・土曜日
		羽田＝クアラルンプール NH885/NH886	日本発 ～6月30日 海外発 ～7月1日	運休
	シンガポール	成田＝シンガポール NH801/NH802	日本発 ～6月30日 海外発 ～7月1日	日本発：火・木・土・日曜日 海外発：月・水・金・日曜日
		羽田＝シンガポール NH843/NH842	～6月30日	運休
		羽田＝シンガポール NH841/NH844	～6月30日	運休
	インドネシア	羽田＝ジャカルタ NH855/NH856	～6月30日	運休
		羽田＝ジャカルタ NH871/NH872	日本発 ～6月30日 海外発 ～7月1日	運休
		成田＝ジャカルタ NH835/NH836	日本発 ～6月30日 海外発 ～7月1日	日本発：月・水・土曜日 海外発：火・木・日曜日
	フィリピン	成田＝マニラ NH819/NH820	日本発 ～6月30日 海外発 ～7月1日	運休
		羽田＝マニラ NH869/NH870	～6月30日	火・木・土・日曜日 NH869 6月3日（水）・6月10日（水）運休げT
南アジア・オセアニア	インド	東京（羽田）＝デリー NH837/NH838	～6月30日	運休
		東京（成田）＝ムンバイ NH829/NH830	～6月30日	運休
		東京（成田）＝チェンナイ NH825/NH826	～6月30日	運休
	オーストラリア	東京（羽田）＝シドニー（NH879/NH880）	日本発 ～6月30日 海外発 ～7月1日	日本発：月・火・木・土曜日 海外発：火・水・金・日曜日
		東京（羽田）＝シドニー（NH889/NH890）	～6月30日	運休
		東京（成田）＝パース NH881/NH882	～6月30日	運休

日本航空 運航・運休・減便状況

方面	国名	区間	期間	状況
北米	アメリカ	羽田⇄ニューヨーク（JL006/JL005）	～6月30日	運休
		羽田⇄ニューヨーク（JL004/JL003）	～6月30日	運休（6月1日・7月1日のJL003便ニューヨーク発は運休）
		羽田⇄ボストン（JL008/JL007）	～6月30日	運休（6月1日・7月1日のJL007便ボストン発は運休）
		羽田⇄シカゴ（JL010/JL009）	～6月30日	週1便（減便） JL009：6月1日は運航
		羽田⇄ダラス（JL012/JL011）	～6月30日	運休
		羽田⇄サンフランシスコ（JL002/JL001）	～6月30日	運休
		成田⇄サンフランシスコ（JL058/JL057）	～6月30日	開設延期
		羽田⇄ロサンゼルス（JL016/JL015）	～6月30日	週1便（減便）
		成田⇄ロサンゼルス（JL062/JL061）	～6月30日	運休
		関空⇄ロサンゼルス（JL060/JL069）	～6月30日	運休
		成田⇄サンディエゴ（JL066/JL065）	～6月30日	運休
		成田⇄シアトル（JL068/JL067）	～6月30日	運休
		羽田⇄ホノルル（JL072/JL071）	～6月30日	運休
		羽田⇄ホノルル（JL074/JL073）	～6月30日	運休
		成田⇄ホノルル（JL786/JL785）	～6月30日	運休
		成田⇄ホノルル（JL784/JL783）	～6月30日	運休
		関空⇄ホノルル（JL792/JL791）	～6月30日	運休
		名古屋⇄ホノルル（JL794/JL793）	～6月30日	運休
		成田⇄コナ（JL770/JL779）	～6月30日	運休
		成田⇄グアム（JL941/JL942）	～6月30日	運休
	カナダ	成田⇄バンクーバー（JL018/JL017）	～6月30日	週1便（減便）
欧州	イギリス	東京（羽田）＝ロンドン JL041/JL042	～6月30日	運休
		東京（羽田）＝ロンドン JL043/JL044	5月1日～6月30日	週4便（減便）→6月1日より週3便（減便）
	フランス	東京（羽田）＝パリ JL046/JL045	～6月30日	運休
	ドイツ	東京（成田）＝フランクフルト JL407/JL408	～6月30日	運休
	フィランド	東京（羽田）＝ヘルシンキ JL047/JL048	～6月30日	運休
東アジア	中国	東京（羽田）＝モスクワ JL049/JL040	～6月30日	運休 JL048（臨時便・モスクワ発）：5月25日
		東京（成田）＝ウラジオストク JL423/JL424	～6月30日	運休
		東京（成田）＝北京 JL869/JL860	～6月30日	運休（6月1日・7月1日のJL860北京発は運休）
		東京（羽田）＝北京 JL021/JL022	～6月30日	運休
		東京（羽田）＝北京 JL25/JL20	～6月30日	運休（6月1日・7月1日のJL020北京発は運休）
		東京（成田）＝大連 JL829/JL820	～6月30日	週1便（減便）
		東京（羽田）＝大連 JL23/JL24	～6月30日	開設延期
		名古屋（中部）＝天津 JL841/JL840	～6月30日	運休
		東京（成田）＝上海（浦東）JL873/JL876	～6月30日	運休
		東京（成田）＝上海（浦東）JL877/JL874	～6月30日	運休
		東京（成田）＝上海（浦東）JL879/JL872	～6月30日	運休（6月1日・7月1日のJL872上海（浦東）発は運休）
		東京（羽田）＝上海（浦東）JL085/JL086	～6月30日	運休
		東京（羽田）＝上海（浦東）JL089/JL080	～6月30日	開設延期（6月1日・7月1日のJL080上海（浦東）発は運休）
		名古屋＝上海（浦東）JL883/JL884	～6月30日	運休
		大阪（関西）＝上海（浦東）JL891/JL894	～6月30日	運休
	香港	大阪（関西）＝上海（浦東）JL897/JL898	～6月30日	運休
		東京（羽田）＝上海（虹橋） JL081/JL082	～6月30日	運休
		東京（羽田）＝広州 JL87/JL88	～6月30日	運休
		東京（羽田）＝香港 JL29/JL26	～6月30日	週4便（減便）成田－香港として運航 6月1日から成田－香港として週2便（減便）
	台湾	東京（成田）＝香港 JL735/JL736	～6月30日	運休
		東京（成田）＝台北（桃園） JL805/JL804	～6月30日	運休
		東京（成田）＝台北（桃園） JL809/JL802	～6月30日	週4便（減便）
		大阪（関空）＝台北（桃園） JL815/JL814	～6月30日	運休（6月1日・7月1日のJL814台北（桃園）発は運休）
		名古屋（中部）＝台北（桃園）JL821/JL822	～6月30日	運休
		東京（羽田）＝台北（桃園）JL097/JL098	～6月30日	運休
		東京（羽田）＝台北（松山）JL99/JL96	～6月30日	運休（6月1日のJL096台北（松山）発は運休）
	韓国	東京（成田）＝高雄 JL811/JL812	～6月30日	週1便（減便）
		東京（羽田）＝ソウル（金浦）JL091/JL092	～6月30日	運休
		東京（羽田）＝ソウル（金浦）JL093/JL094	～6月30日	運休
		東京（羽田）＝ソウル（金浦）JL095/JL090	～6月30日	運休（6月1日・7月1日のJL90ソウル（金浦）発は運休）
		東京（成田）＝釜山 JL957/JL958	～6月30日	運休
東南アジア	タイ	東京（成田）＝釜山 JL969/JL960	～6月30日	運休（6月1日・7月1日のJL960釜山発は運休）
		羽田＝バンコク JL031/JL034	～6月30日	JL034：週2便（減便） JL031：運休 6月1日からJL034：週1便（減便） JL031：運休
		羽田＝バンコク JL033/JL032	～6月30日	運休
		成田＝バンコク JL707/JL708	～6月30日	運休
	ベトナム	関空＝バンコク JL727/JL728	～6月30日	運休（6月1日・7月1日のJL728バンコク発は運休）
		羽田＝ホーチミン JL079/JL070	～6月30日	運休
		成田＝ホーチミン JL759/JL750	～6月30日	JL759：運休 JL750：週2便（減便） 6月1日からJL759：運休 JL750：週1便（減便）
	マレーシア	成田＝ハノイ JL751/JL752	～6月30日	JL751: 運休 JL752: 週1便（減便）
		成田＝クアラルンプール JL723/JL724	～6月30日	週2便（減便）
	シンガポール	羽田＝シンガポール JL035/JL038	～6月30日	運休（6月1日・7月1日のJL038シンガポール発は運休）
		羽田＝シンガポール JL037/JL036	～6月30日	運休
		成田＝シンガポール JL711/JL712	～6月30日	運休
	インドネシア	成田＝ジャカルタ JL725/JL726	～6月30日	週2便（減便） 6月1日からJL725：6月5日、12日、19日、27日運航 JL726：6月6日、13日、20日、28日運航
		成田＝ジャカルタ JL729/JL720	～6月30日	運休（6月1日・7月1日のJL720ジャカルタ発は運休）
	フィリピン	羽田＝マニラ JL077/JL078	～6月30日	運休
		成田＝マニラ JL741/JL742	～6月30日	週2便（減便）→6月1日から週1便（減便） JL741：5月16日、23日、30日は運休 JL742：5月23日、30日は運休
		成田＝マニラ JL745/JL746	～6月30日	運休
南アジア・オセアニア	インド	東京（羽田）＝デリー JL039/JL030	～6月30日	運休 JL030（臨時便）：5月17日（デリー発）
		東京（成田）＝ベンガルール JL753/JL754	未定	開設延期
	オーストラリア	東京（羽田）＝シドニー JL051/JL052	～6月30日	運休（6月1日・7月1日のJL052シドニー発は運休）
		東京（成田）＝メルボルン JL773/JL774	～6月30日	運休（6月1日・7月1日のJL774メルボルン発は運休）

主な外航の運航、運休、減便状況

方面	国名	航空会社	区間	期間	状況
アジア	アメリカ	デルタ航空 (DL)	羽田―デトロイト線	～6月30日	運休
			羽田―ロサンゼルス	～6月30日	運休
			羽田―ホノルル	～6月30日	運休
			羽田―シアトル	6月1日～6月30日	週4便（減便）
			羽田―ポートランド	～6月30日	運休
			羽田―アトランタ	～6月30日	運休
			羽田―ミネアポリス	～6月30日	運休
			名古屋―デトロイト	～6月30日	運休
			名古屋―ホノルル	～6月30日	運休
			関西―ホノルル	～6月30日	運休
		ユナイテッド航空 (UA)	成田―サンフランシスコ	～6月4日	通常運航
			成田―ニューヨーク	～6月4日	運休
				6月5日～	週3便（減便）
			成田―デンバー	～6月4日	運休
			成田―ホノルル	～6月4日	運休
			成田―ロサンゼルス	～10月24日	運休
			成田―ヒューストン	～6月4日	運休
			羽田―サンフランシスコ	～6月4日	運休
			羽田―ロサンゼルス	～6月4日	運休
			羽田―シカゴ	～6月4日	運休
			羽田―ニューヨーク	～6月4日	運休
			羽田―ワシントンDC	～10月24日	運休
			関西―サンフランシスコ	～10月24日	運休
		アメリカン航空 (AA)	成田―ダラス	～7月6日	週3便（減便）
				～7月7日	運休
			羽田―ロサンゼルス	7月8日～	1日1便運航
	カナダ	エアカナダ (AC)	羽田―トロント	～7月1日	運休
				7月1日～8月31日	週4便（減便）
			成田―バンクーバー	～6月1日	運休
				6月2日～7月1日	週5便（減便）
				7月2日～8月1日	通常運航
			成田―モントリオール	～8月1日	運休
			成田―カルガリー	～10月24日	運休
			関西―バンクーバー	～10月24日	運休
	メキシコ	アエロメヒコ(AM)	成田―メキシコシティ	～6月30日	運休
欧州	英国	ブリティッシュエアウェイズ (BA)	羽田―ロンドン	～7月1日	運休
			関西―ロンドン	～7月1日	運休
	スペイン	イベリア航空 (IB)	成田―マドリッド	～7月1日	運休
	ドイツ	ルフトハンザドイツ航空 (LH)	羽田―フランクフルト	～6月30日	週3便（減便）
			羽田―ミュンヘン		運休
			関西―ミュンヘン		運休
			名古屋―フランクフルト		運休
	スイス	スイスインターナショナルエアラインズ [*] (LX)	成田―チューリッヒ	6月1日～6月14日	週2便（減便）
	オーストリア	オーストリア航空 (OS)	成田―ウィーン	～未定	運休
	フランス	エールフランス (AF)	成田―パリ	～7月3日	週3便（減便）
			羽田―パリ		運休
			関西―パリ		運休
	オランダ	KLMオランダ航空 (KL)	成田―アムステルダム	～7月3日	週2便（減便）
			関西―アムステルダム		週2便（減便）
	フィンランド	フィンエアー (AY)	成田―ヘルシンキ	～6月30日	運休
				7月1日～	通常運航
			名古屋―ヘルシンキ	～6月30日	運休
				7月1日～	週2便（減便）
			関空―ヘルシンキ	～6月30日	運休
				7月1日～	週2便（減便）
			札幌―ヘルシンキ	～2021年3月27日	運休
			福岡―ヘルシンキ	～2021年3月27日	運休
	トルコ	ターキッシュエアラインズ [*] (TK)	羽田―イスタンブール	～7月1日	運休
中東	アラブ首長国連邦	エミレーツ航空 (EK)	羽田―ドバイ	～未定	運休
			成田―ドバイ		運休
			関空―ドバイ		運休
		エティハド航空 (EY)	成田―アブダビ	～未定	運休
			名古屋―アブダビ		運休
	カタール	カタール航空 (QR)	成田―ドーハ		通常運航
			羽田―ドーハ	～未定	運休

主な外航の運航、運休、減便状況

方面	国名	航空会社	区間	期間(日本発基準)	状況
東 ア ジ ア	韓国	エアプサン(BX)	成田－プサン BX112/111	7月2日～	再開予定
			成田－プサン BX114/113	7月23日～	再開予定
			成田－仁川 BX118/117	7月2日～	再開予定
			関西－プサン BX124/123	7月2日～	再開予定
			関西－仁川 BX172/171	7月2日～	再開予定
		チェジュ航空 (7C)	成田－仁川 7C1104/1103	～6月14日	土のみ運航
			関西－仁川 7C1301/1302	～6月14日	火土のみ運航
		アジアナ航空 (OZ)	成田－仁川 OZ102/101	～6月30日	運航
			上記路線以外の日本発着便	～6月30日	運休
		大韓航空 (KE)	成田－仁川 KE704/703	～6月30日	運航
			上記路線以外の日本発着便	～6月30日	運休
東 南 ア ジ ア	香港	キャセイ航空 (CX)	成田－香港 CX521/520 6月9, 11, 16日はCX527/526で運航	～6月20日 6月21日～再開予定	火木土のみ運航
			成田－香港 CX509/524	7月19日～	再開予定
			関西－香港 CX597/566	7月19日～	再開予定
			関西－香港 CX507/506	6月21日～	再開予定
	台湾	エバー航空(BR)	成田－台北 BR197/198	～6月30日	土のみ運航
			関西－台北 BR177/178	6月2日	特定日のみ運航
			関西－台北 BR131/132	6月20, 27日	特定日のみ運航
		チャイナエアライン(CI)	成田－高雄 CI103/102	7月1日～	再開予定
			成田－台北 CI105/104	6月19, 26日	特定日のみ運航
			成田－台北 CI101/100	6月2,9,16,23,30日	特定日のみ運航
		タイガーエア台湾 (IT)	成田－台北 IT201/200	～6月30日	木のみ運航
			関西－台北 IT211/210	～6月30日	水のみ運航
	シンガポール	シンガポール航空 (SQ)	関西－シンガポール SQ623/622	6月12日～	金のみ運航
			成田－シンガポール SQ637/638	6月4日～	木土日のみ運航
	ベトナム	ベトナム航空 (VN)	日本－ベトナム全便	～7月31日	運休
		バンブー・エアウェイズ (QH)	成田－ホーチミン	5月20日～	運航開始予定
			関西－ホーチミン、ハノイ	5月20日～	運航開始予定
	タイ	タイ航空 (TG)	日本－バンコク全便	～7月1日 関西673/672は～10月24日まで	運休
	インドネシア	ガルーダインドネシア航空(GA)	羽田－ジャカルタ GA875/874	～6月30日 5月28日を除く	月木のみ運航
			成田－ジャカルタ GA881/880	期間終了	特定日のみ運航
			関西－ジャカルタ GA889/888	6月7,14,21,28日,7月1日	特定日のみ運航
			関西－デンパサル GA883/882	期間終了	特定日のみ運航
	マレーシア	マレーシア航空 (MH)	成田－クアラルンプール	7月1日～	水日のみ運航
			関西－クアラルンプール	7月2日～	木日のみ運航
	フィリピン	フィリピン航空 (PR)	成田－マニラ PR427/428	～6月30日	運休
			成田－マニラ PR431/432	～7月1日	運休
			羽田－マニラ PR421/422	6月22,24,26,28,29日	特定日のみ運航
			羽田－マニラ PR423/424	～7月1日	運休
			名古屋－マニラ PR437/438	6月26,29日	特定日のみ運航
			関西－マニラ PR407/408	～7月1日	運休
			関西－マニラ PR411/412	6月22,25,28,29日	特定日のみ運航
			日本－セブ全便	～6月30日	運休
中 国	中国	中国国際航空(CA)	成田－浦東 CA930/929	～6月30日	木のみ運航
		中国南方航空(CZ)	成田－瀋陽 CZ628/827	～6月30日	木のみ運航
		春秋航空(IJ)	成田－哈爾濱 IJ213/214	～6月30日	日のみ運航
		天津航空(GS)	日本発着全便	～6月15日	運休
		厦門航空(MF)	関西発着全便	～6月30日	運休
			成田－福州 MF810/809	6月5,12,19,26日	特定日のみ運航
		吉祥航空(HO)	羽田－浦東 HO1386/1385	～7月1日	運休
			関西－浦東 HO1336/1335	期間終了	火のみ運航
			関西－浦東 HO1334/1333	～6月30日	火のみ運航
		中国東方航空(MU)	成田－浦東 MU524/523	～6月30日	金のみ運航
豪 州	オーストラリア	カンタス航空 (QF)	日本発着全便	～7月31日	運休
	ニュージーランド	ニュージーランド航空(NZ)	日本発着全便	～8月31日	運休

[目次に戻る](#)

在日大使館査証情報

国名	外国籍の入国に対する処置
アメリカ合衆国	・ 非移民ビザの面接を停止。3月19日またはそれ以降の非移民ビザの予約は全てキャンセル。 ・ ビザ申請料金は支払日より1年間有効。 ビザ面接が再開され次第、有効期限内であれば新たに申請料金を支払うことなく再度面接予約可能。 ・ ESTA申請の最新情報：SNS関連情報(過去5年間に使用した、Facebook等のSNSサービス名とそのID名)の入力が必須となりました。
アラブ首長国連邦	・ エミレーツ航空は、3月25日からの全ての旅客便の運航を一時的に停止する旨を発表。 ・ 3/23(月)より書類認証手続きは大使館指定代行業社4社のみ。旅行代理店からの手続き不可。
イギリス	・ 東京/大阪ビザセンターでのビザ申請受付停止（再開時期未定）。 ・ 申請中のビザについては審査継続しているものの遅れが発生している。 ・ 6月8日から、外国から英国に到着した者（アイルランド、チャンネル諸島及びマン島からの入国者、医療従事者、空港で入国しない乗継客等を除く。）は、連絡先フォームの提出及び14日間の自己隔離を必要とする。申告した滞在場所が隔離場所として要件を満たさない場合には、政府が手配する施設において隔離を行う。
イタリア	・ 5月18日から6月14日まで、以下の首相令が適用。 伊に入国する人は何ら症状がなかったとしても、地域を管轄する保健公社の予防局（Dipartimento di prevenzione）に対しイタリアに入国したことを通報する義務を負うとともに、健康観察下におかれ、宣誓書に記した住居あるいは居所で14日間の自己隔離に付される。 ※入国には、利用する公共交通機関への自己宣誓書提出義務等諸条件あり
インド	・ 大使館・領事館に来館の上での査証申請は不可。 ・ 就労ビザと一部のビザ（公用・プロジェクト・乗務員）を除き、発給済みのビザは一時的に使用不可 ・ インド政府による国際旅客便運航禁止措置が解除されるまで就労ビザと一部のビザ（公用・プロジェクト・乗務員）を除き発給済みのビザは使用一時停止（同居ビザは使用不可）。但し、入国する際には必ず、日本会社及びインド会社で発行した渡航理由書を持参のこと→「渡航理由書が必要」という情報が現時点で公式情報として再確認出来ないため、渡航が可能となった際に必要な書類を確認する必要あり ・ 引き続きインドへの国際定期便が禁止されているため、実質的な入国は不可能な状況 ・ インド政府は、ロックダウン措置を5月31日まで延長することを発表。引き続き一部の例外を除く旅客航空国内線及び国際線の運航が停止される他、メトロ鉄道サービスの停止、教育機関の閉鎖、映画館・ショッピングモール等の営業停止、午後7時から午前7時までの必要不可欠の場合を除く外出禁止等の措置が継続。自動車やバス等の移動は、一定の制限の下で許可。また、各州政府が独自に活動の制限をする事が可能。
インドネシア	・ 4/1(水)からビザ申請不可。 ・ インドネシアへの入国/トランジット停止（全国籍対象）ただし、有効な滞在許可（KITAS、永住許可）とリエントリーの保持者、外交/公用ビザ保持者、その他、特別な許可を持つ場合は入国可能。 ・ 入国の際は上記の英文健康診断書（入国7日前までに発行されたもの）および、誓約書が必要。 入国時には健康診断書原本の提出が必要。大使館サイトでは発行から7日間以内のものの提出を推奨（健康診断書内容：呼吸器の感染症（発熱、咳、のどの痛み、くしゃみ、呼吸困難）にかかっていない旨を明記） ・ インドネシア保健省は、健康証明書にPCR検査の結果を記載することを求め、健康証明書にPCR検査の結果が陰性であることを示す記載のない者に対しては、インドネシア到着時に迅速抗体検査(Rapid Test)を含む追加的健康検査を実施し、新型コロナウイルスに感染していない、または、感染に特有の症状がないと判断された場合には、インドネシアへの入国が認められる旨通達。なお、本措置は既に実施が開始。 ・ 首都ジャカルタ全域で実施していた大規模な社会制限を、6月4日まで延長 ・ 取得済みビザで、入国規制措置が解除された時点でビザ有効期間内のものは使用可能となる予定。 ・ 2020年1月1日以降に発行された失効済ビザについて、オンラインを通じ再有効化が可能となる予定。再有効化されたビザ(査証)は、インドネシア政府よりCOVID-19の収束表明が発出されてから90日間有効となる。 ※入国時には健康証明書及び自主隔離についての誓約書の提出が必要 ・ 2020年1月以降に発行されたTELEX VISA/許可書（未使用に限る）は、コロナ収束表明となった日から60日以内であれば使用可（ビザ申請可）となる予定。 ※インドネシアへの入国/Visa Telex と Visaの自動再有効についての公式案内：https://kbritokyo.jp/visa/ ※コロナ終息後の実際の対応については、コロナ終息宣言時に要確認 ・ インドネシア保健省は、5月22日付の通達第338号において、スカルノハッタ国際空港（ジャカルタ）とジュアンダ国際空港（スラバヤ）での入国手続きに当たり、入国者が事前にPCR検査を行っていない場合、同空港到着時の迅速抗体検査（Rapid Test）が陰性でも、PCR検査を実施することを発表した。 在インドネシア日本大使館によると、PCR検査の結果の待ち時間は最長4日間程度で、政府指定の宿泊施設での待機が要請される。宿泊施設の利用料金は入国者側の負担となっており、入国後は14日間の自主的な隔離が必要だ。 なお、入国資格に変更はなく、滞在許可（KITAS、KITAP）の保有者か、外交・公用査証保有者に限られる。KITAS、KITAPの有効期限が切れている場合も、例外的に再入国が許可されている

<u>ウズベキスタン</u>	査証申請受付停止。再開未定。3月30日0時1分から4月20日0時1分までの間、ウズベキスタン国内の全空港が全ての業務を停止し、航空路線の運行を完全に停止。⇒6月30日まで継続予定
<u>エジプト</u>	ビザ申請・受領は郵送対応。国際航空便は現在運航停止中(再開未定)
<u>オーストラリア</u>	NSW州、VIC州及びACTを除き、入州にあたり14日間の自己隔離が義務づけられている。
<u>カタール</u>	カタール居住許可所持者を含む外国籍者の、カタール入国を停止。 本措置は3月16日から14日間とされていたところ、4月1日に期限未定で延長が発表された。
<u>カナダ</u>	・5月8日より、Port of Entry Letter of Introduction取得済み、かつ、有効な雇用のオファーを持っている場合のみ、カナダに入国が認めらる。 https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/coronavirus-covid19/iec.html ・カナダへの入国者は、症状の有無にかかわらず14日間の自己隔離が義務(例外職種あり)。違反者には罰則適用。 ・すべての入国者に対し、入国時に隔離計画の聴取が行われる。65歳以上の高齢者や、基礎疾患のある人と接触する場所での隔離は認められない。隔離場所は食料や必要な医薬品等、基本的な生活必需品が入手できる環境である必要有。 ・カナダ国籍者、カナダ永住権保持者以外のものには、入国制限が課されている。 ・5月21日までとされていたカナダ・米国間の国境制限について、6月21日まで延長すると発表。
<u>ガーナ</u>	査証発給一時停止（再開時期未定）人の移動を止めるための陸海空のすべての国境封鎖措置を、5月4日から5月31日まで延長することを決定。
<u>韓国</u>	すべての査証申請者に対する査証審査を強化。ビザ申請時には、健康状態確認書/隔離同意書/病院診断書の提出が必要（詳細は大使館HPを参照）。 http://overseas.mofa.go.kr/jp-ja/index.do 2020年4月5日まで外国人に発給した短期査証(90日以内に在留)の効力が暫定的に停止。 韓国国民に対して入国禁止措置を取った国・地域に対しては、相互主義レベルで査証免除・無査証入国を制限。査証発行停止中,入国も不可。
<u>カンボジア</u>	・観光ビザ、e-visa、アライバルビザ（到着時に空港で入手できるビザ）の発行が停止。 ・カンボジアへの渡航を希望する者は、海外のカンボジア大使館・総領事館等で、事前にビザを取得要。 ・カンボジアに向けての渡航の72時間前以内に日本の保健当局などから発行された新型コロナウイルスに感染していないことを証明する健康診断書を提示。 ・保険額が5万米ドル以上の保険証書を提示しなくてはならない。 ・カンボジアに入国する全ての渡航者（カンボジア人を含む）は、到着時に検疫を実施。プノンペン空港到着の場合、付近のポチェントン空軍基地内の施設やプノンペン都内の病院に移動した後PCR検査を行い(結果判明までにおよそ1日を要するとのこと)、乗客の中に陽性の者が確認された場合乗客全員が保健省の指定する施設で14日間の隔離措置となる。上記施設の宿泊料等は自己負担となる。乗客全員の陰性が確認された場合には、自宅などで2週間の自主隔離が指示される。その場合も自主隔離13日目にPCR検査が行われる。当入国制限は、カンボジア保健省及びWHOが、新型コロナウイルスの感染が収束したと評価するまで実施。
<u>クウェート</u>	3月23日より、領事業務が一時停止。又、Eビザ及びアライバルビザも発給停止。
<u>サウジアラビア</u>	ビザ申請予約受付停止。（東京VFSセンター閉鎖） 日本は観光ビザ以外のビザの利用者に対する入国制限対象国とはなっていませんが、入国制限対象国からのフライトだけでなく、入国制限対象国以外からのフライトもキャンセルされるケースやフライトの搭乗を拒否されるケースもあり、入国および出国に影響が生じている。
<u>シンガポール</u>	・4月9日23時59分から、入国するすべてのシンガポール国籍者、永住者、長期滞在ビザ保持者は、指定SHN施設で14日間の隔離となっている。短期滞在（観光・商用等）目的での入国と乗継も不可。 ・全ての短期滞在者(出発地を問わない)は、シンガポールへの入国及びトランジット不可 新型コロナウイルス拡大阻止を目的に4月7日から5月4日までとしていた職場閉鎖を、6月1日まで延長
<u>スペイン</u>	・スペイン政府は、3月23日から実施しているシェンゲン域外からの一時入国制限を、6月15日24時まで延長する内務省令を発表。 ・緊急事態宣言有効の間、外国からの渡航者の14日間の自宅隔離措置を実施する。
<u>タイ</u>	・大使館ホームページの予約手配サイトが閉鎖(ビザ申請不可) ・タイ民間航空局は、5月31日までタイ国に向けた航空機の飛行を禁止していた措置を、更に6月1日00時01分から6月30日23時59分まで再延長する旨発を発表（非常事態宣言も6月30日まで延長）
<u>台湾</u>	・日本国籍の無査証入国不可。3月18日までに発行された査証はすべて無効。 ・3月19日以降発行の居留査証(ただし就労および帯同家族のみ)は有効となり、入境も可能で査証面に「特別許可」の文言が記載される。居留証を所持していない場合は入境不可となっているが、就労および帯同家族の居留査証を所持しこれから居留証を申請する場合は入境可。

<u>中国</u>	東京・大阪の中国ビザセンターでの査証および認証受付停止（再開時期未定） 3月31日正午(中国時間)から、(1)ビジネス、(2)親族訪問目的の訪中のみ滞在期間が15日間までの査証免除措置のすべてを暫定停止。 中国当局がこれまでに明らかにしている外国人入境措置は以下のとおりです(現在も有効なもののみ)。 1.中国のビザ・居留許可を既に受けている外国人に対する措置 ・ 入境が暫定停止されている外国人 - 現在有効な訪中ビザ、居留許可、APECビジネストラベルカードを持つ外国人 ・ 入境が可能な外国人 - 外交、公務、礼遇、乗務員(C)ビザ、3月27日以降に発行されたビザ、永久居留許可を持つ外国人 ・ 中国に滞在中の外国人 - 現在、ビザ又は居留許可を保有して中国に滞在している外国人の停留・居留期間の2ヵ月間延長(コロナウイルス感染予防コントロール期間中の措置。終了期間は別途通知される) 2.中国のビザ・居留許可がない外国人に対する措置 ・ 日本人に対する訪中ビザ免除措置 - すべて暫定停止 ・ その他、効力が暫定停止されるビザ免除措置等 - 寄港地ビザ、24/72/144時間通過ビザ免除、海南省入境ビザ免除、上海クルーズ船ビザ免除、香港・マカオ地区の外国人が団体で広東省に入境する際の144時間ビザ免除、ASEANからの旅行団体が広西チワン族自治区に入境する際のビザ免除。 ・ 東京中国ビザセンターでは、5月20日以降は週2日のみ緊急を要するビザ・認証申請者向けに臨時対応。事前に緊急性を要する旨を明記した中国現地政府、または現地企業の判子付き説明書を用意し、他申請書類と共に東京中国ビザセンターにて審査のうえ、許可された場合のみ緊急申請が可能。
<u>ドイツ</u>	ドイツへの出入国について「十分に合理的な理由のない者」については、当該出入国を拒否される。 ただし、ドイツ国籍者及びドイツの滞在資格を有する外国籍者は再入国可能(感染の疑いの場合でも入国可)。体温測定の実施は実施されない。(終了期限は未定) ・ フランス、オーストリア、スイスとの国境、イタリア、スペインとの空路国境における暫定的国境管理は6月15日まで延長する。 ・ ルクセンブルクとの間の暫定的国境管理は、5月15日をもって終了する。 ・ デンマークとの国境における国境管理については終了する用意がある。 - その時期については、今後デンマーク政府と合同で決定する。 ・ E U域外国境に関しては、第三国からの入国制限を6月15日まで延長するとの欧州委員会提案に応じる。
<u>トルコ</u>	・ 査証受付業務は一時停止中 ・ トルコ航空は全ての国際線を6月10日まで、全ての国内線を6月4日まで運行停止する旨の発表
<u>ナイジェリア</u>	査証業務は一時停止。再開日時は未定。 国際線・国内線の発着停止措置は6月5日午前0時まで
<u>パキスタン</u>	・ ビザ申請・受領は郵送対応。 ・ パキスタン航空当局はパキスタンから出国する国際便について、5月29日23時59分からGWADARとTURBATを除く全てのパキスタン国内の国際空港において運航が認められることとなる旨発表。 ○ パキスタンに乗り入れる旅客便に関する制限は、一部の例外を除きパキスタン時間の6月30日23時59分まで引き続き継続。
<u>パプアニューギニア</u>	査証を申請する際に、健康問診表（定型フォーム）が追加が必要。 査証取得に際し本国照会となる可能性も有り、その場合は取得までに日数がかかる可能性も有り。

<u>バングラデシュ</u>	・新型コロナウイルスの影響により、ビザ申請に際し英文健康診断書が追加が必要。指定用紙および指定病院は無いが新型コロナウイルス感染に関する項目は必須。又、ビザ取得日数が原則5日～6日に延長 ・バングラデシュ政府（民間航空局）が発表した措置は以下の通り： 1 新型コロナウイルスの蔓延を防ぐため、定期国際便乗り入れ停止措置の期限を6月15日まで延長（対象国及び地域）バーレーン、ブータン、香港、インド、クウェート、マレーシア、モルディブ、ネパール、オマーン、カタール、サウジアラビア、スリランカ、シンガポール、タイ、トルコ、アラブ首長国連邦、英国（注：中国については対象国にはなっておらず、中国南方航空の広州便が運航されていますが、乗り継ぎ地で求められる措置（検疫等）に必要な査証が現在得られず、事実上、中国国籍者でないと搭乗が困難） 2 有効な査証を持つ外国人については、バングラデシュ入国の際、新型コロナウイルス陰性（COVIT-19 Negative）であることが記載され、かつ渡航前72時間以内に取得した、英訳付きの診断書（Medical Certificate）を提出する必要あり 3 全ての定期国内フライトの運航についても5月30日まで停止。ヘリコプター及び一般航空についても、医療または人道の緊急搬送を除き30日まで運航制限を忠告。 ・全ての外国人に対するオンアライバルビザの発給停止期間についても、5月30日まで延長すると発表。 ・日本とバングラデシュを結ぶ国際線は乗継便も含めて欠航しており、当地に入国する方法は無い状態。
<u>ブラジル</u>	5月22日、ブラジル政府は、ブラジルへの陸路、空路及び水運による外国人の入国を、国籍に関わらず制限する措置を30日間(6/20まで)延長する旨発表しました（同日付で施行）。
<u>フランス</u>	・ビザ受付停止中。(再開未定) ・5月19日現在、フランスの滞在許可証を有していない邦人の方は引き続きフランスへの入国は不可。 ・5月20日からEU域外からフランスに入国するフランス人及びフランス滞在許可を有している外国人に対して、自発的に14日間の自宅等における隔離を行うよう求める。 ・EU域外の国境閉鎖は継続。EU域内に関し仏側からの国境閉鎖はなく、コントロールがあるのみ。
<u>フィリピン</u>	・大使館でのビザ申請受付停止（再開時期未定） ・発給済みのビザ無効化・日本籍を含む査証免除国籍の入国は一時停止 ・フィリピン政府はマニラ首都圏等における強化されたコミュニティ隔離措置の5月31日までの延長を発表。
<u>ベトナム</u>	・査証発給業務を一時停止 ・原則的に日本籍を含むすべての国籍が入国不可。ただし航空会社が搭乗を許可すれば入国が可能な場合あり。入国時は新型コロナウイルス陰性を証明する英文診断書を提出。 ・ハノイ市内の一部など感染リスクの高い特定の地区を除き、4月23日から地域ごとに外出制限措置を緩和
<u>ペルー</u>	緊急事態令を6月30日まで延長すると発表。
<u>香港</u>	追って通知があるまで、以下の措置を無期限延長 ○海外から香港国際空港に到着したすべての非香港居民の入境を禁止 ○中国本土・マカオ・台湾から入境した非香港居民で、過去14日以内にそれ以外の海外滞在歴のある者の入境を禁止 ○香港空港の全トランジットを停止 ○すべてのマカオ、台湾からの入境者に14日間の強制検疫を実施
<u>マレーシア</u>	・移動制限令を6月9日まで延長する事を発表。 ・6月1日から、出国日の3日前までにマレーシア大使館又は高等弁務官事務所に対し隔離施設滞在費用の支払いに関する約定書を提出し、入国管理局からの承認状を得ることが、マレーシア行き航空便搭乗の条件となる。 https://www.my.emb-japan.go.jp/itpr_ja/newinfo_25052020.html
<u>ミャンマー</u>	当地外務省は、外交団、国連機関職員、航空機・船舶乗務員を除き、全てのタイプの入国ビザの発給を5月31日まで延長して停止する旨を発表。 ・ミャンマー政府は、5月15日までを期限として発表していた各種制限措置(通達、声明、国民へのお願い、指示等)について、これまでに緩和された措置を除いて、6月15日まで延長する旨を発表 ※この延長措置には、国際旅客便の空港で着陸禁止措置を含む ・在東京ミャンマー大使館は、日本政府より発令された緊急事態宣言を受け5月31日まで大使館業務を一時的に停止
<u>南アフリカ</u>	5段階に分類したナショナル・ロックダウンの警戒レベルを6月1日からは警戒レベルを3に引き下げると発表しています。しかし引き続き、ナショナル・ロックダウンのレベル1または2まで引き下げない限り、渡航者は陸路、空路(帰還のためのチャーター機や臨時便を除く)、海路とも南アの出入国ができない状況です。

モザンビーク	モザンビーク政府は以下のとおり強化する旨発表。 ・モザンビークへの入国査証の発給を停止し、すでに発給された査証を取り消す。 ・全ての渡航者に対し、14日間の自宅隔離を義務づける。 ・新たな査証の発給停止は、短期査証（一次、数次）が対象。 ・既に発給された査証の取り消しは、短期査証（一次、数次）の発給を受け、いまだモザンビークに入国していない方が対象（数次査証で入国し、一度出国した場合、その査証は取り消されます。）。 ・就労査証等の長期滞在査証を所持している方は取り消しの対象外（入国後14日間の自宅隔離が義務づけられます。）。 ・国家非常事態の5月30日までの延長を発表。 ・モザンビーク民間航空局が、一部例外を除き国際線による人の出入国を制限すると発表。同措置は新型コロナウイルスの水際対策として、5月30日までモザンビーク国内に乗り入れる全ての航空会社に適用。
ロシア	・査証申請受付不可（再開時期未定）、ロシア国籍以外は入国制限措置を5月1日以降も期限を定めず延長する。ロシア首相府は、3月27日0時00分以降、ロシア国民の本国帰還及びロシア政府の個別の決定に基づく便以外の全ての国際線フライト(定期便及びチャーター便)の停止を決定。

[目次に戻る](#)

東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・愛知県・大阪府・兵庫県・福岡県 パスポートセンター情報	
東京都	<令和2年6月1日からの旅券窓口の取扱い> ・感染拡大防止対策を図り、通常通りの開庁とします。 【令和2年6月1日からの申請・受取り窓口及び電話案内センター開設時間（祝日を除く）】 月曜日～水曜日 午前9：00～午後7：00 木曜日・金曜日 午前9：00～午後5：00 日曜日 午前9：00～午後5：00（※日曜日は受取りのみ。申請受付は行っていません。）
神奈川県	<休止する申請窓口>●横須賀出張窓口 ●平塚出張窓口 <交付窓口受付延長時間の休止> ●県内すべてのパスポートセンター（市町のパスポートセンターを含む）において火曜日・水曜日の受付延長時間は休止。 <休止期間>令和2年4月14日（火曜日）から当面の間（予定）※緊急事態宣言が延長された場合は、休止期間を延長。
千葉県	●市川市窓口：令和2年6月1日（月曜日）から当面の間、受付時間短縮。 ●野田市窓口：令和2年4月21日～6月30日の間、夜間及び日曜日の交付休止。 ●酒々井町窓口：令和2年4月13日（月曜日）から6月30日（日曜日）まで、申請受付のみ休止（交付のみ対応）。
埼玉県	<休止する申請窓口及び休止期間>●朝霞市窓口(当面の間) ●鴻巣市窓口(6月14日迄) <交付時間が短縮する窓口> ●草加市窓口(6月中)/狭山市窓口(当面の間)
愛知県	通常通り
大阪府	通常通り
兵庫県	通常通り
福岡県	通常通り

国名	在日本国大使館	在日各国大使館	日本からの渡航者に対して	現地状況	査証状況
アメリカ合衆国	在アメリカ合衆国日本国大使館 アンカレジ領事事務所 在アトランタ日本国総領事館 在ボストン日本国総領事館 在デンバー日本国総領事館 在デトロイト日本国総領事館 在ハガツニャ日本国総領事館 在ホノルル日本国総領事館 在ヒューストン日本国総領事館 在ロサンゼルス日本国総領事館 在マイアミ日本国総領事館 在ナッシュビル 日本国総領事館 在サンフランシスコ日本国総領事館 在シアトル日本国総領事館 在シカゴ日本国総領事館 在ニューヨーク日本国総領事館 在サイパン領事事務所 在ハガツニャ日本国総領事館 在ポートランド領事事務所	在日米国大使館・領事館	【5/27更新】 米国疾病管理予防センターは、海外から米国に入国する渡航者に対し、入国後14 日間は外出を控えること、他者と6 フィート（約2 メートル）以上の距離をとること、体温をモニタリングすること、公共交通機関やタクシーの使用を控えること等を引き続き呼びかけています。 ●（アラスカ州） 3月25日から、州外からの全渡航者（アラスカ州住民を含む。）に対し、14日間の自主隔離を義務づけ、違反者には、2万5千ドル以下の罰金又は一年以下の禁固のいずれか若しくは両方が科される。 ●（北マリアナ諸島） 3月23日から、島外からの全渡航者（北マリアナ諸島住民を含む。）は14日間の強制隔離の対象となる。 ●（グアム） 3月31日から、グアムに空路及び海路で入国する全ての者に対し、グアム政府指定の施設において14日間の強制隔離が行われる。この措置は、新型コロナウイルスに感染していないことを証明する文書（注：入国日から遡って72時間以内に発行されたもの。）を所持していない場合に適用される。 ●（ハワイ） 3月26日から、州外からの全渡航者（ハワイ州居住民を含む。）に対し14日間の自己検疫を義務づけ、違反者には、5千ドル以下の反則金又は1年以下の禁固のいずれか若しくは両方が科される。	【5/27更新】 現在50州が段階的な自粛解除を行い、経済活動の一部再開を始めている。カナダ/米国の国境制限は、6月下旬まで継続予定。 ワシントン DC 外出禁止令を6月8日まで延長中。 DC公立学校のサマースクールは、6月22日から7月24日までオンラインで開催予定。公立学校の新学期は、8月31日から、学生の家庭へアンケートを取り、対面またはオンライン形式で開始予定。 ニューヨーク州 感染リスクの低い建設や製造、小売店（店頭受け渡しのみ）などの事業から再開。ロングアイランド鉄道の車両を増加し、乗客にソーシャルディスタンス用のスペースを設ける。車内でマスク着用を義務有。証券取引所、トレーディングフロアでの取引を再開。 ミシガン州 非常事態宣言は6月19日まで、自宅待機命令は6月12日まで、それぞれ有効期限が延長。経済再開に関する州知事命令により、人との間隔を十分に保つことを条件に、10人以下での人の集まりや一部経済活動も認められる。	【5/27更新】 在日米国大使館及び領事館は、非移民ビザ及び移民面接を一時的に停止します。この措置は、外交・公用ビザまたは移民ビザ申請には該当しません。 領事との面接が必要でないビザ申請は引き続き受け付けます。
	運航スケジュール【5/27】更新☒ ●成田⇄ニューヨーク（NH10/NH9） ●羽田⇄シカゴ（JL10/JL9） ●成田⇄シカゴ（NH12/NH11） ●成田⇄ロサンゼルス（NH6/NH5） ●羽田⇄ロサンゼルス（JL16/JL15） ●成田⇄ダラス（AA60/AA61） ●成田⇄サンフランシスコ(UA838/UA837） ●羽田⇄シアトル（DL166/DL167） ●成田⇄グアム(UA197/UA196）				

国名	在日本国大使館	在日各国大使館	日本からの渡航者に対して	現地状況	査証状況
インド	在インド日本国大使館	インド大使館	【6月1日】更新 インド民間航空管理局（D G C A）は3月下旬から続けている国際線の旅客便の運航停止を6月30日まで延長すると発表しました。	【6月2日】更新 咳やくしゃみがあるときにはマスクを着用して鼻と口を覆う。 マスクがない場合は、咳やくしゃみのときに口と鼻をティッシュなどで覆い、手洗いをを行う。 ・各州政府は感染ホットスポット周辺を封じ込めゾーン(containment zone)及びバッファゾーン(buffer zone)に指定し、完全封鎖措置(家・敷地から外出 することを禁止)をとっています。 今後もホットスポットは増える可能性があるところ、邦人の皆様におかれては、州政府発表や報道等でご確認の上、行動にご注意下さい。 インド政府は、『封じ込めゾーン』に対して6月30日までロックダウンを延長、それ以外のエリアに対しては、ホテル、レストラン、ショッピング・モールは6月8日から営業を再開することができるとされています。また、州間・州内における人や物資の移動も制限がなくなるとされています。 デリー空港入場時に、皆様の健康状態について申告するSelf Reporting Formの記入・提出が求められております。ご自宅等で、印刷できる環境にある方は、下記リンクからフォームをダウンロードし、お一人につき同一のものを2部、ご準備ください。なお、印刷することが難しい方は、空港ビル入口付近においても配布される予定ですので、そちらをご利用ください。 https://drive.google.com/file/d/1yCSy5Sljf-iTqsTR2v7FqcHP8NarMWJg/view?usp=sharing (各種情報が入手できるサイト) インド政府広報局ホームページ https://pib.gov.in/indexd.aspx インド保健・家庭福祉省公式ツイッター https://twitter.com/MoHFW_INDIA インド入国管理局ホームページ https://boi.gov.in/ 在日インド大使館ホームページ https://www.indembassy-tokyo.gov.in/jp/index_jp.html 外務省海外安全ホームページ https://www.anzen.mofa.go.jp/ 厚生労働省ホームページ：新型コロナウイルス感染症について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html 首相官邸ホームページ：新型コロナウイルス感染症に備えて http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html 【問い合わせ先】 在ムンバイ日本国総領事館・領事班 電話（91－22）2351－7101 メール： ryoji@by.mofa.go.jp	【5月11日】更新 申請者の国籍に関わらず、全てのインドビザをインド政府による国際旅客便運航禁止措置が解除されるまで一時的に停止します。 https://www.indembassy-tokyo.gov.in/jp/
	○運航スケジュール【5月25日】更新 ●日本航空（JAL）羽田－デリー 6月末まで運休 成田－ベンガルール 未定 ●全日空（ANA）東京（羽田）＝デリー、東京（成田）＝ムンバイ、東京（成田）＝チェンナイ 5月末まで運休 エアーインディア 5/31まですべての定期運航便を休止				

国名	在日本国大使館	在日各国大使館	日本からの渡航者に対して	現地状況	査証状況
インドネシア	日本国大使館 在スラバヤ日本国領事館 在デンパサール日本国領事館 在メダン日本国領事館	インドネシア在日大使館	【5月29日】更新 (1)インドネシアへの入国/トランジット停止（全国籍対象）ただし、有効な滞在許可（KITAS、永住許可）とリエントリーの保持者、外交/公用ビザ保持者、その他、特別な許可を持つ場合は入国可能。 (2)日本にて搭乗手続き時必要な追加書類について ・発行日から7日以内の英文健康証明書(PCR検査結果の有無は問いません) ・インドネシア国籍以外の方は査証や居留許可証 (3)入国の際は英文健康診断書が必要です。PCR検査結果の記載は必須では御座いませんが、入国後の対応が異なります。 PCR検査結果表記が無い場合：入国時にPCR検査が実施されます。結果がでるまで約4日間は政府用意のホテルにて隔離されます(有料)結果が陰性の場合、さらに14日間の自主隔離が求められております。 日本でPCR検査陰性証明が入手出来る場合：入国後の14日間自主隔離が求められております。尚、入国時に日本でのPCR検査取得に関する背景を問われる事が御座いますので、説明できる準備が必要です。	【5月29日】更新 (1)ジャカルタ首都特別州における大規模な社会制限の実施 自宅外でのマスク着用等が義務付けられております。 (2)帰省禁止措置に伴う国内移動制限（本邦帰国のための空路移動）について インドネシア国内線利用時の必要書類が変更となりました。 下記、いずれかをご用意下さい。 ・搭乗日前 7 日以内に実施されたPCR検査の陰性証明書 ・搭乗日前 3 日以内に実施された迅速抗体検査（rapid test）の陰性証明書 なお、PCR検査/迅速抗体検査を実施する施設がない都市から出発する場合は、同地の病院/保健所の医師が発行するインフルエンザに似た症状がないことを示す証明書でよいとされています。 (3)インドネシア国内地上移動(ジャカルタへの移動)について インドネシア国内移動制限に基づき、日本への帰国等でスカルノ・ハッタ国際空港に移動する際、ジャカルタ首都特別州を陸路での出入域を伴う場合は、 S I K M(出入域許可証)の事前取得が必要です。取得は、ジャカルタ首都特別州政府のウェブサイトにてオンライン申請・取得になります。	【5月12日】更新 (1)新型コロナウイルスの影響に伴い、4/1(水)からビザ申請不可。入国は可能。 取得済みビザは入国規制措置が解除された時点でビザ有効期間内であれば使用可能。 (2)インドネシア国外滞在中にKITAS／KITAPの有効期限が切れた場合の救済措置が発表されました。渡航時の事前手続きは特段必要ありませんが、再入国は、インドネシア政府が指定する以下 7 箇所の入管（空港／国際海港）のみで可能となります。 ・スカルノ・ハッタ国際空港（ジャカルタ） ・ジュアンダ国際空港（スラバヤ） ・ングラライ国際空港（バリ） ・クアラナム国際空港（メダン） ・ハン・ナディム国際空港（バタム） ・バタム・センター国際海港（バタム） ・チトラ・トリトゥナス国際海港（バタム） 尚、再入国の際には、インドネシア政府が実施している新型コロナウイルス対策の保健プロトコールや手続き及びその運用に従う必要が御座います。 (3)未使用査証の有効期限延長措置 2 0 2 0 年 1 月 1 日以降に発行され、未使用の査証は有効期限が自動的に延長されます。延長有効期間はインドネシア政府による新型コロナウイルスの収束宣言から 9 0 日間。 有効期限が延長された査証で入国する際は、インドネシア保証人が予め渡航者のインドネシア到着について労働省雇用育成総局に報告となります。
				https://corona.jakarta.go.id/en/izin-keluar-masuk-jakarta	
			○運航スケジュール【5月20日】更新 ●日本⇄インドネシア間の運行予定便は下記の通りです (日本航空) 2020年5月1日～6月30日 JL725 成田11:05発 ジャカルタ16:50着 5/1～31(水・土運航) 6月(5,12,19,27運行) JL726 ジャカルタ21:55発 成田07:25着 5/1～31(木・日運航) 6月(6,13,20,28運行) (ガルーダインドネシア航空) 2020年5月20日～6月30日 GA875 羽田11:45発 ジャカルタ17:30着(5/21,25,28,6/01,04,08,11,15,18,22,25,29運行) GA874 ジャカルタ23:40発 羽田08:50着(5/20,24,27,6/03,07,10,14,17,21,24,28運行) GA889 関空12:00発 ジャカルタ17:00着(5/20,24,27,31,6/07,14,21,28運行) GA888 ジャカルタ23:15発 関空08:15着(5/23,26,30,6/06,13,20,27運行)		

国名	在日本国大使館	在日各国大使館	日本からの渡航者に対して	現地状況	査証状況
中華人民共和国	在中国日本国大使館 在上海日本国領事館 在広州日本国領事館 在青島日本国領事館 在瀋陽日本国領事館 在重慶日本国領事館	中華人民共和国駐日本国大使館	【4月27日】更新 中国訪問について、15日以内の滞在であれば査証を免除する措置を全て一時的に停止する。 3月28日から、これまでに発行された有効な訪中査証及び居留許可証による外国人の入国を暫定的に停止する。 今後新たに取得する査証での入国は可能。 (APECビジネス・トラベル・カードを有する外国人の入国も暫定的に停止する。外交、公務、礼遇、C（乗務員）の査証を有する者の入国は影響を受けない。)	【4月27日】更新 1) アルコール系手指消毒薬または石鹸と流水による手洗いを頻回におこなう。目、鼻、口などに触れるまえには手洗いをする。 (2) 咳やくしゃみがあるときはマスクを着用して鼻と口を覆う。マスクがない場合は、咳やくしゃみのときに口と鼻をティッシュなどで覆い、その都度ティッシュを捨てて、手洗いをおこなう。 (3) 不特定多数の人と密閉された屋内で会うことを避け、体調不良のときは外出を控える。 (4) ティッシュなど体液のついたものは蓋付のゴミ箱に捨てる。 (5) 病人や動物（家畜や野生動物など）、その排泄物との接触を避ける。 (6) 食中毒の可能性がある生肉や生乳などの食材を避ける。 (参考3) 外国人向けホットライン等（各地外事弁公室が設置したもの等） ※日本語対応は常設ではないが、要請に応じて対応できる場合がある。 (広東省) 020-8105-4279（健康状態に関する問い合わせ、中国語、広東語、英語） (広州市) 020-8355-0455（中国語、英語） (深セン市) 0755-8812-1224（中国語、英語） (福建省) 0591-8761-9239（中国語、英語） (広西チワン族自治区(※)) 0771-567-2920（南寧市）（中国語、英語） (海南省) 12320（中国語、英語）	【5月22日】更新 東京・大阪の中国ビザセンターでの査証および認証受付停止（再開時期未定） 3月31日正午(中国時間)から、(1)ビジネス、(2)親族訪問目的の訪中のみ 滞在期間が15日間までの 査証免除措置のすべてを暫定停止。 ※東京中国ビザセンターでは、5月20日以降は週2日のみ緊急を要するビザ・認証申請者向けに臨時対応。事前に緊急性を要する旨を明記した中国現地政府、または現地企業の判子付き説明書を用意し、他申請書類と共に東京中国ビザセンターにて審査のうえ、許可された場合のみ緊急申請が可能。
	運航スケジュール 【5月21日】更新 ●中国航空当局の規制により、 (1) 中国の国内航空会社については、各社、各国1路線、週1往復まで、 (2) 外国の航空会社については、各社、中国との航空路線を1路線、週1往復までに限定されます。 現在の直行便運航予定便は下記の通りです。 ●東京成田＝上海浦東 (ANA) NH919 東京成田09:30発 上海浦東11:40着(日のみ運航) NH920 上海浦東13:05発 東京成田16:55着(日のみ運航) (春秋航空) 9C6218 東京成田20:00発 上海浦東22:15着(日のみ運航) 9C6217 上海浦東15:05発 東京成田19:00着(日のみ運航) (中国国際航空) CA930 東京成田15:05発 上海浦東17:20着(木のみ運航) CA929 上海浦東10:15発 東京成田13:50着(木のみ運航) (中国東方航空) MU524 東京成田13:50発 上海浦東16:15着(金のみ運航) MU523 上海浦東09:05発 東京成田12:50着(金のみ運航)				

国名	在日本国大使館	在日各国大使館	日本からの渡航者に対して	現地状況	査証状況
ベトナム	在ベトナム日本大使館 在ホーチミン日本国総領事館 在ダナン領事事務所	駐日ベトナム社会主義共和国大使館	全ての国・地域からの外国人の入国を停止（ただし、専門家、企業管理者、高技能労働者等は例外あり。）	【5月11日】更新 8日、ベトナム政府は、感染防止措置の緩和を発表しました（首相府通知177号。通知の詳細は下記参照）。 それによれば、(1)入国者に対する感染防止措置を継続する、特に、投資家、専門家、高技能労働者が入国する場合、企業の経営者及び当該地方の医療機関はその隔離を監視し、コミュニティへの感染抑止に責任を負う【下記1.の当館注参照】、(2)公共スペース、事務所ビル・学校の周辺、公共交通機関においては、マスクの着用、手指の消毒、個人衛生確保を引き続き義務付ける、(3)公共交通機関（飛行機、バス、船、列車など）における制限を緩和する（間隔・座席数の制限解除。ただし、国内の輸送機関（国内線航空機、列車、旅客船、省をまたいで旅客を乗せる車両）を利用する場合の医療電子申告の義務付けについては、解除されたとの記載はありません。また、レンタカー、タクシー、Grabでの移動については特に指示はありません。）、(4)マスク着用や手指の消毒など安全確保措置の実施を前提として、商業・サービス施設の営業再開、間隔制限の解除、スポーツ活動や大人数が密集する活動の再開を認める（ただし、ディスコ、カラオケは引き続き営業停止。）、(5)学校内・教室内における間隔確保及びマスク着用の義務撤廃、となっています。 ●8日、ダナン市は、上記通知を受け、公文書2999号を出しています。内容は、上記通知と概ね同じ内容です。 ●邦人のみなさまにおかれては、引き続きベトナム政府やお住まいの地域の政府が発表する情報にご注意下さい。 5月8日付け首相府通知177号の主な内容は以下のとおりです。 1. 入国者による感染を断固として防止する 一部の感染拡大防止措置を継続して実施する。具体的には、ベトナムへの入国者による感染を断固として防止する。投資家、専門家、高技能労働者を除き【注】すべての入国者を対象に14日間の集中隔離を行う。投資家、専門家、高技能労働者の場合、企業の経営者及び当該地方の医療機関がその隔離を監視し、絶対にコミュニティへ感染を拡大させないことに責任を負う。 【当館注：11日、当館より、関係当局に聴取したところ、首相府通知177号を受けた新たなガイダンスはなく、当面、投資家、専門家、高技能労働者に対し、集中隔離を要求するとの回答がありました。】 公共スペース、事務所ビル・学校の周辺、公共交通機関において、マスクの着用、手指の消毒、個人衛生確保が引き続き義務付けられる。 COVID-19検査の能力向上に引き続き取り組み、検査機器及び検査試薬を準備し、検査に必要な要件を整える。世界及びベトナムにおける感染状況や診断技術、検査試薬に関する情報をフォロー・更新し、感染防止業務に応じ検査活動を調整する。 2. 各種制限を緩和する 公共交通機関（飛行機、バス、船、列車など）における制限の緩和、間隔・座席数の制限を解除する。 首相は、商業・サービス施設に対し、マスク着用や手指の消毒など安全確保措置の実施を前提に営業再開及び間隔制限の解除に同意する。特に、レストランや飲食店のようなサービス施設に対しては、手指の消毒のみ求める。ディスコ、カラオケについてはまだ再開を認めない。 マスク着用、手指の消毒など安全確保措置の実施を前提に、スポーツ活動、大人数が密集する活動の再開を認め、住民の診療ニーズに応えられるよう診療施設の正常な営業の再開に同意する。 学校内、教室内における間隔確保、マスク着用の義務化はしない。学校は、表面消毒、教室、トイレの掃除を強化し、教室の換気、生徒の個人衛生、定期的な手指の消毒を確保する。	【6月2日】更新 査証発給業務を停止中 日本国籍のビザ免除を停止 →今後の情報は未だ更新されていないが、「日本政府がベトナムを上陸拒否対象国に指定する間は、ベトナム大使館では査証申請の受付不可。」とのこと。
	○運航スケジュール【6月1日】更新 ●日本航空 6/30まで日本⇒ベトナム便は運休。ベトナム（ハノイ＆ホーチミン）⇒日本便は減便して運航。 ●全日空 6/30まで日本⇒ベトナム便は運休。ベトナム（ハノイ＆ホーチミン）⇒日本便は減便して運航。 ●ベトナム航空 日本発着便は7/31まで全便欠航、ベトナム国内線復旧				

国名	在ロシア日本国大使館	在日各国大使館	日本からの渡航者に対して	現地状況	査証状況
ロシア	日本国大使館	ロシア連邦大使館	【5月1日】更新 ●3月18日から 当面の間 ，外交官，ロシア居住者及びロシア国籍者の配偶者・子供等を除く全ての外国人・無国籍者を対象として，ロシアへの入国が一時的に制限されています。 ●4月18日，ロシア大統領府は，3月15日から6月15日までの期間，外国人のロシア査証，労働許可証等の有効期限が切れている場合や，到着通知（いわゆる「滞在登録」）が完了していない場合でも，滞在に問題ないとする旨の大統領令を発表しました。 ただし，出国時には有効な査証が必要とされていますので，国際フライト再開後に出国する際には有効期限が切れた査証の更新手続きを行うか，出国査証の取得が必要となることにご留意ください。個別の査証更新手続きについては移民局窓口【電話：8-495-624-2269】に照会願います。 ●外務省のロシアへの危険度がレベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）へ引き上げとなり、入国拒否対象地域へ追加となりました。日本国籍者は入国は可能となりますが、検疫強化措置の対象となりますのでご注意ください。4月29日午前0時以降対象となります。	【6月1日】更新 【モスクワ】 ●6月1日以降、商店の段階的な営業を再開します。 ●自己隔離態勢，電子通行証取得義務措置は6月14日まで延長されました。 ●散歩，スポーツのための外出が一定条件の下で認められることになりました。 ●手袋とマスクの着用義務は本年末まで継続するとしております。 ●企業活動関係 ・5月12日から，工業及び建設業の企業は業務を再開することが可能になる。 ただし，業務に戻るのには必要な人員に限り，職場ではソーシャルディスタンス（1.5m以上）を確保するとともに，マスク，手袋の着用が義務となる。 ・商業企業，外食，サービス産業，文化，教育，スポーツ及びその他の非製造業の一時的な活動制限は5月31日まで延長される。 ●市民に対する各種措置関係 ・市民の自己隔離体制は6月14日まで延長される。 ・5月12日から，商店，ショッピングセンター，公共交通機関，タクシーを利用する際に，マスク及び手袋の着用が義務化される。（違反した場合には罰金が科されとされています。） ・これまでに作成された通勤用電子通行証は自動的に5月31日まで延長される。また，その他の電子通行証（医療施設訪問，自家用車等での買い物等）についても，5月31日まで，これまでと同様の方法で取得することが必要になる。 ●4月15日からモスクワ市内の移動のための電子通行証の所持が義務化されている（電子通行証はモスクワ市ウェブサイトより取得可能） モスクワ市ウェブサイト：https://www.mos.ru 目的別に以下3種類に分かれている （1） 通勤用（1回の手続きで4月30日（木）まで有効な通行証が交付され，移動の回数は制限されないもの。雇用主の名称・納税者番号（ИНН）等の情報が必要）⇒6月14日まで延長されました。 （2） 医療施設への移動用（1日単位での発行だが，発行回数の制限はなし，具体的な医療施設の名称や住所に関する情報が必要。） （3） その他外出用（外出毎に毎回通知が必要で1回のみ有効で，一人あたり1週間に2回までに制限。最寄りの大型スーパーへの買い物等用が想定され，目的地の住所情報等が必要。） ※電子通行証の所持等については，ロシア連邦刑法及び行政法違反に関する法に基づき罰則を科される可能性がありますので御注意下さい。 【サンクトペテルブルク】 ●サンクト市政府は，6月1日から現行の各種制限措置の一部緩和を発表しました。主なものは以下のとおりです。 ・65歳以上の外出禁止措置の解除 ・散歩の際のマスク及び手袋着用義務の解除（店舗内や公共交通機関内等公共の場所におけるマスク及び手袋の着用義務は6月14日まで延長） ・年金受給者の公共交通機関における定期乗車券利用禁止の解除 ●5月12日から公共の場所におけるマスク及び手袋の着用が義務となり，違反者には4,000ルーブル（最大3万ルーブル）の罰金が課せられるとのことです。 ●自己隔離措置違反の罰則規定が公表されました ・公園，子供・スポーツ施設への立ち入り ・公共の場所における水たばこ ・たき火，森林・緑地への立ち入り ・スポーツ，文化行事等イベントへの参加 ・博物館，展覧会，映画館等への立ち入り ・レストラン，カフェ，バー等の利用 【ウラジオストク】 ●沿海地方政府は，制限措置を6月15日まで延長する旨発表しました。 ●カムチャツカ地方政府は，現行の全ての制限措置を6月11日まで延長する旨発表しました。 ●ウラジオストク空港での検疫措置 沿海地方外から（ロシア国外からの入国も含む）沿海地方に航空機並びに鉄道で到着した者は全員自宅または隔離施設において14日間の自己隔離・医療機関による経過観察が義務づけられています。 【ハバロフスク】 ●5月8日に以下が発表されました。 ・住民の自己隔離措置は，6月1日まで延長されます。 ・外食産業やサービス業等に適用されている営業制限は，6月1日まで継続されます。 ・5月12日から，家から500メートルを超えない範囲で，午前9時から午後12時まで及び午後8時から午後11時までの間の散歩が住民に認められます。 ●4月22日から，商店，公共交通機関，鉄道駅，空港，その他すべての公共施設に入る際に，マスクの着用を義務づける決定をしました。この決定の違反には，法律によって罰せられる可能性があるので十分注意してください。	【5月1日】更新 新型コロナウイルスの影響に伴い、 査証申請受付不可（再開時期未定）
	在ロシア日本国領事館				
	在サンクトペテルブルク総領事館				
	在ウラジオストク日本国総領事館				
在ハバロフスク日本国総領事館					
在ユジノサハリンスク日本国総領事館					
運行スケジュール【5月26日】更新 ※3月27日から，ロシアの空港と外国空港との定期便・チャーター便の運航が停止となっています。（外国から帰国するロシア国民のための航空便及びロシア政府の個別の決定に基づく航空便は例外） ●JAL 【東京＝モスクワ】6月30日まで運休 【東京＝ウラジオストク】6月30日まで運休 ●ANA 【東京＝ウラジオストク】6月30日まで運休 ●アエロフロート【東京＝モスクワ】6月30日まで運休 【関西＝モスクワ】6月30日まで運休					